

## 地域密着型通所介護 重要事項説明書

### 『かんむら』の理念

- ① 「年齢や障害の有無に関わらず、どんな方でも共に過ごす事ができる場所であること」
- ② 「誰もが安心して地域で暮らすことができる街づくりを行う」
- ③ 「あるがままを受け入れ、最期までその方に寄り添う」

当事業者が提供するサービスの内容に関し、契約者様に説明すべき重要事項は、次のとおりです。

#### 1 事業者の概要

事業者の名称	特定非営利活動法人 かんむら
主たる事業所の所在地	山梨県甲府市上町177番地1
電話番号	055-287-9972
法人の種別及び名称	特定非営利活動法人
代表者職	理事長
代表者氏名	岡 秀 行

事業所の名称	NPO法人 デイサービス かんむら
事業所の所在地	山梨県甲府市上町177番地1
介護保険事業者番号	1970102891
指定年月日	平成22年5月1日
通常の事業の実施地域	甲府市（千代田地区を除く）

#### 2 事業所の職員の概要

職 種	資 格	勤 務 体 制
管理者	介護福祉士	1名（常勤・兼務）
生活相談員	社会福祉士・看護師他	1名以上（常勤・兼務）
介護職員 看護師	介護福祉士	1名以上（常勤・非常勤）
	看護師	2名以上（常勤・非常勤）
	その他	2名以上（常勤・非常勤）

### 3 通所介護施設の概要

定員	18名
食堂及び機能訓練室	小規模事業所平米数
浴室	一般浴槽
その他の設備	静養室 相談室 事務室 浴室 送迎車 (4台)

### 4 サービスの提供日及び提供時間

営業日 月曜日から日曜日

休業日 1月1日(但し、利用者の状況により受け入れ可能)

営業時間 8:30から17:30

サービス提供時間 9:30から17:30(時間外請求をしない)

### 5 通所介護の運営の方針

当事業所は、地域密着型通所介護事業所に規定されるサービスを提供させていただきます。また、必要に応じ、関係市町村、保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図るものとする。

当事業所は、子供からお年寄りまで、障害があってもなくても共に過ごすことができる「富山型デイサービス」です。利用される方が様々な特性を持った方とふれあうことで精神活性を促し、特別な場所ではなく、あたり前の社会で生活して頂くことができます。

### 6 利用料金

- (1) 当事業者のサービスの提供(介護保険適用部分)に際し契約者様が負担する利用料金は、厚生労働大臣の定める基準によるものとし、市で定める1割～3割をご負担頂きます。ただし、介護保険の給付の範囲を超えた部分のサービスについては全額自己負担となります。

【基本料金】 (\*いずれも7時間以上8時間未満の場合)

要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
753単位	890単位	1,032単位	1,172単位	1,312単位

## (2) 加算される料金

- 「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」に規定される入浴介助加算Ⅰ 40単位/回 をご負担いただきます。
- サービス提供体制強化加算Ⅱ 18単位/回 をご負担いただきます。
- 介護職員等処遇改善加算を定められた基準により、所定の単位に対して乗じた金額をご負担いただきます。
- この他、介護保険報酬規程定められた地域加算が所定の料金に加算されます。  
甲府市は地域区分7級地により、料金は、一部所定の単位に10.14円を乗じた金額です。

## (3) その他の費用

通常の事業の実施地域以外の地域に居住する場合の送迎に要する費用、食材料費、その他の日常生活において通常必要とされる費用は契約者様の負担となります。

## (4) 料金の支払方法

契約者様が当事業者に支払う料金の支払方法については、月ごとの精算とします。翌月20日までに前月ご利用いただいたサービス利用料金の請求をさせていただきます。  
お支払方法は、口座振替とさせていただきます。

## (5) キャンセル料

契約者様のご都合により通所介護をキャンセルなさっても、料金は発生しません。

## (6) その他

契約者様の被保険者証に支払方法の変更の記載（あなたが保険料を滞納しているため、サービスの提供を償還払いとする旨の記載）があるときは、費用の全額を支払っていただきます。この場合、当事業者でサービス提供証明書を発行しますので、この証明書を後日、市の窓口へ提出して差額の払い戻しを受けてください。

## 7 サービスの利用方法

### (1) 利用開始

- 当事業所に電話でお申し込みください。当事業所の担当職員が契約者様のお宅に伺い、当事業所のサービスの内容等についてご説明します。
- この説明書により契約者様からの同意を得た後、当事業所の担当者が通所介護計画を作成し、サービスの提供を開始します。
- 契約者様が居宅サービス計画（ケアプラン）の作成を依頼している場合は、事前に居宅介護支援事業者にご相談ください。

## (2) サービスの終了

### ア 契約者様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の2日前までに文書で申出てください。

### イ 当事業者の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情によりサービスの提供を終了させていただく場合があります。この場合は、サービス終了日の7日前までに、文書により契約者様に通知します。

### ウ 自動終了

次の場合は、サービスは自動的に終了となります。

- ・ 契約者様が介護保健施設に入所した場合
- ・ 契約者様の要介護度が非該当（自立）、又は要支援と認定された場合
- ・ 契約者様が亡くなったとき

### エ その他

- ・ 当事業所が、正当な理由がなくサービスを提供しない場合、守秘義務に違反した場合、契約者様や契約者様のご家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、当事業所が破産した場合、契約者様は文書で通知することにより直ちにこの契約を終了することができます。
- ・ 契約者様がサービスの利用料金を2ヶ月以上滞納し、支払の催告を再三したにもかかわらず支払わないとき、契約者様がこの当事業者に対してこの契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、直ちにこのサービスを終了させていただく場合があります。

## 8 サービス利用に当たっての留意事項

- |   |
|---|
| <p>○体調の確認：サービスご利用日の朝、ご家族での体調の確認をお願いします。<br/>気になる事等がある場合は、必ず職員にお伝えください。また、発熱等体調に異常がある時や病気の時は、原則としてサービスのご利用はできません。</p> <p>○設備、器具の利用：当事業所の設備、器具の利用に際しては、危険や事故防止のため職員の指示に従ってください。</p> |
|---|

## 9 サービスの内容

当事業者が契約者様に提供するサービスは以下の通りです。

- |     |  |
|-----|--|
| 内 容 | ： 送迎<br>入浴<br>食事<br>生活相談<br>医療相談<br>終末に関する相談 |
|-----|--|

- サービスの提供は懇切丁寧に行い、サービスの提供方法等について、契約者様に分かりやすいように説明します。
- サービスの提供に用いる設備、器具等については安全、衛生に常に注意を払い、特に、契約者様の身体に接触する設備、器具については、サービスごとに消毒したものを使用します。

#### 1 0 緊急時の対応方法

サービスの提供中に契約者様に容体の変化等があった場合は、速やかに契約者様の主治医等に連絡します。

主治医	氏 名	
	連絡先	
緊急連絡先	氏 名	
	連絡先	

#### 1 1 非常災害対策

非常時の対応	第一に利用者様の安全を確保して、避難地に避難します。
近隣との協力関係	地域の防災訓練等に積極的に参加し、非常時の協力体制を確保、整備しています。
平常時の防災訓練等	年1回以上の避難、防災訓練を実施します。
防災設備	ガス警報機・消火器を設置してあります。 災害に備えての準備品 ① 非常食料、飲料水 ② 懐中電灯 ③ 緊急医療品 ④ 毛布
消防計画	防災管理者：岡 秀 行 内 容：目的、管理組織、管理者・責任者の任務、訓練、準備品等

#### 1 2 苦情処理

契約者様は当事業所のサービスの提供について、いつでも苦情を申立てることができます。契約者様は、当事業所に苦情を申立てたことにより、何らの差別待遇を受けません。

苦情相談窓口

担 当 岡 秀 行

電話番号 055-287-9972

この他、市や国民健康保険団体連合会相談窓口に申立てることができます。

甲府市役所介護保険課	055-237-5484
山梨県国民健康保険団体連合会 介護保険担当	055-277-3116

※平成28年3月31日迄に既にサービスを受けている契約者様で甲府市以外の市にお住まいの方は、各市町村介護保険担当窓口にお申し立て下さい。

### 1.3 運営推進会議

地域密着型通所介護事業所の適正な運営の確保とサービスの質の向上に寄与し、地域に開かれたサービスにするために、運営推進会議を設置する。

- 運営推進会議の開催は、おおむね6月に1回以上とする。
- 運営推進会議の構成員は、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する地域を管轄する地域包括支援センターの職員及び地域密着型通所介護について知見を有するものとする。
- 会議の内容は、事業所のサービス提供内容の報告、評価、地域との意見交換・交流等とする。
- 運営推進会議の報告、評価、要望、助言等については記録を作成するとともに、当該記録を公表する。

### 1.4 虐待の防止

事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話設置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催し、その結果を従業者に周知徹底を図るものとする。

- 事業所における虐待防止のための指針を整備するものとする。
- 事業所において、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- それらを適切に実施するための担当者を置く。

### 1.5 感染症の予防及びまん延の防止

感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話設置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6か月に1回以上開催し、その結果を従業者に周知徹底を図るものとする。

- 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備するものとする。
- 介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

## 1.6 業務継続計画の策定

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する地域密着型通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時での体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

令和 年 月 日

(事業者)

通所介護の提供に当たり、この説明に基づいて重要事項を説明しました。

所在地 山梨県甲府市上町177-1

名称 NPO 法人 デイサービス かんむら

説明者 岡 秀 行 印

(利用者)

この説明書により、通所介護に関する重要事項の説明を受けました。

住所

氏名 印

(代理人)

住所

氏名 印